

岡山県自然環境保全審議会条例

昭和48年3月27日

岡山県条例第7号

(設置)

第1条 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び温泉法(昭和23年法律第125号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は関係職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境文化部において行う。

(その他)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。